

MIA インターネットデータセンター

利用規約

平成 19 年 10 月 1 日制定

平成 22 年 4 月 9 日改定

株式会社エムアイエー

当社は、MIA インターネットデータセンターの利用に関する規約を制定します。

当社はこの規約を変更することがあります。この規約が変更された後における MIA データセンター（以下「データセンター」といいます。）の利用に係る提供条件は変更後の規約によります。また、この規約を変更するときは、当社は当該変更により影響を受けることとなる利用者に対し、事前にその内容について通知します。

第 1 条 データセンターの利用

利用者のデータセンターへの入館に際しては、弊社により顧客登録票に記載され身元保証された方（資格授与者）だけがデータセンターに入館できます。顧客登録票および資格授与者のリストに変更が生じる場合には、利用者は事前にその旨を書面にて弊社へ通知する必要があります。利用者およびその代表者といえども、上記の手順によらず資格授与者以外の方のデータセンターへの立ち入りを許可したり、同行させることはできません。利用者およびその代表者は、お客様の機器の設置とデータセンター・サービスの利用のために弊社が承認したデータセンターの特定の区域（顧客エリア）だけに立ち入ることができます。ただし、弊社の権限を有する担当者が別途承認し、立ち会う場合はこの限りではありません。なお、静脈認証が必要な区域については、上記の条件を満たしている場合についても、弊社の権限を有する担当者の立会いが必要となります。

駐車場については原則利用できません。ただし、緊急時近隣の駐車スペースが確保できない場合および機器搬入・搬出時においては、利用を認めることがあります。

また、利用者およびその代表者は、次に該当する行為を行わず、またはそれに参加しないものとします。

- ・ データセンターまたは第三者の財産または機器を誤用または悪用すること。
- ・ データセンターの他のお客様の財産または機器を無許可で使用したり、使用を妨害すること。
- ・ 弊社の従業員や他のお客様の担当者などへの迷惑行為。
- ・ データセンターの財産により、またはデータセンターサービスに関連して、違法な活動を行い、または犯罪行為を幫助または支援すること。

禁止品

利用者のデータセンターへの入管に際しては、お客様及びその代表者は、ゴミや不要品を放置することなく各々の顧客エリアを常に清潔に保つものとしします。

利用者は、弊社が別途書面で同意した場合を除き、(1)弊社に対して書面で届け出でがであった以外のコンピュータ・ハードウェアその他の機器を顧客エリアに設置せず、(2)(機器のマニュアルを除き)顧客エリアには一切の紙製品または他の可燃物を置かず、また、(3)一切の禁止品(以下に定義)をデータセンターに持ち込まないものとしします。

「禁止品」には以下に掲げた品目及びその他の類似品が含まれますが、それに限定されません。

- ・ 飲食物（サーバールームの指定された場所以外への持込）
- ・ タバコ類
- ・ 爆発物および武器
- ・ 危険物質
- ・ アルコール、非合法的な薬品類および酩酊をもたらす恐れのある物質
- ・ コンピュータや通信機器に妨害を与えるおそれのある電磁気機器
- ・ 放射性物質
- ・ テープバックアップ装置を除く一切の写真または記録装置
- ・ 可燃性物質（梱包材料及び取り扱い説明書等の可燃物）

第2条（設置機器の変更）

設置機器について何らかの変更がある場合には、利用者は当社に対し、変更の内容を書面により届け出、当社の承認を受けるものとしします。

第3条（利用者の名称の変更等）

利用者は、その名称又は住所に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとしします。

第4条（権利義務の移転）

利用者は、データセンター利用上の権利又は義務を、第三者に対して移転してはならないものとしします。

第5条（利用者の義務）

利用者は、設置機器に関し、安全対策工事が必要な場合においては、当社の指示により、利用者の費用負担において安全対策工事を行うものとしします。

2 利用者は、当社が契約者に交付する、M I Aデータセンター利用規約を遵守するものとしします。

3 その他、データセンターの管理運営に必要な事項について、利用者は当社の指示に従いデータセンターサービスを利用するものとします。

4 利用者が本条に違反することにより、他の利用者を含む第三者に損害を与えた場合には、利用者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条（利用の停止）

当社は、利用者が次の各号に該当するときは、データセンターの利用を停止することがあります。

- (1) データセンター利用上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 本規約に定める利用者の義務に違反したとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてデータセンターサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてデータセンターサービスを利用したとき

第7条（秘密保持）

利用者及び当社は、データセンターの利用に関して知り得た相手方の販売上、技術上及びその他の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による承諾なしに第三者に公表または漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の何れかに該当する場合はこの限りではありません。なお、本条は、データセンター利用終了後も3年間有効とします。

- (1) 秘密情報が既に公知の場合
- (2) 秘密情報が、これを知り得た当事者の責によらず公知となった場合
- (3) 秘密情報を第三者に開示する事につき、相手方から事前に文書による同意を得た場合

第8条（カード紛失による再作成・静脈認証システム再登録料金）

利用者が入退室カードを紛失した場合はカードの再発行費用及び、静脈認証システムの登録料金として、下記料金を請求いたします。

- | | | |
|--------------|-------|--------|
| ・入退室カード | 1枚につき | 2,000円 |
| ・静脈認証システム登録料 | 1名につき | 500円 |

第9条（利用規約事項）

本利用規約は、予告なく変更することがございます。その場合には変更後の規約が適用されます。必ず最新情報をご確認ください。

以上